

**少子化改善と地域経済の復活に向けた自治体による
親子世帯近居推進策の可能性
～政策効果の実証分析～**

**Potentials of Local Government Close Living Incentive Programs for Parent-Child Households:
An Empirical Analysis of Policy Effects**

吉川遼大 (明治大学経営学部)
YOSHIKAWA, Ryota

キーワード：近居推進政策、出生率、少子化、低未利用不動産の活用

I. はじめに

近年、深刻化を極める少子化問題は、連鎖的に様々な問題を誘発し、日本の存続という意味でも早急に取り組み、改善していかななくてはならない課題である。また、日本の全国的な繁栄を妨げる一極集中化現象も、少子化問題と合わせて解決すべき課題であろう。

なぜ、解決できないか。それは、現役子育て世帯が子育てに必要としているものが、保育施設の拡充でもなく三世帯等の同居でもなく、一定のプライベート空間の保てる近居だったからではないか。本研究では、こうした子育て世帯側の需要を念頭に、少子化と一極集中化現象の両方を解決できる政策として、親子世帯の「近居推進政策」を提案する。「近居」とは「子世帯と親世帯が日常的な往来ができる範囲に居住すること」である。「近居推進政策」とは、各自治体の定める近居の基準に則った居住をしようとする世帯に対して住居取得等に関わる補助金を支給し、子育て環境や居住者にとって安心感のある暮らしの創出に繋げていこうとする取り組みである。「近居推進政策」は、出生率向上と低未利用不動産の活用の双方にとって効果のある政策であり、検証した結果、有効な政策であることが判明した。本稿では、その効果を実証的に明らかにした上で提言を行う。

第II章では、日本の地域経済、少子化に関する実態について論じる。今ある子育て支援、地域居住策では、不十分で解決しきれない現状を伝えたい。第III章では、前章での日本の現状を踏まえ、地域経済の再興と少子化改善へと導く新しい政策「近居推進政策」について論じる。第IV章では、先行研究を基に、保育施設の拡充でもなく三世帯等の同居を推進するでもなく、近居がいかに子育て世帯に求められ、少子化改善に役立つ可能性を秘めているかを述べる。第V・VI章では、本政策が少子化効果のあることを立証するべく、重回帰分析を用いた実証を行った。各府県内の市町村レベルで近居推進政策の実施自治体とそうでない自治体の数が等しいもしくは3分の1程度となる1府6県の計227市町村の出生率を対象に、各自治体の子育て支援策、地理的・労働的状況等の観点と「近居推進政策」を含めた分析により、本政策が出生率向上に有効な政策であることを検証する。第VII章では、近居推進政策を各自治体が入り入れていくことで、地方への人口移動が起こり、その地で育児に励む世帯が増加する。そうした現象は、各地方自治体の社会経済の繁栄を誘発する効果が期待できることを論じ、今後の日本に不可欠となるであろう、近居推進政策を日本の全自治体に向けて提言したい。

II. 日本の地域経済と少子化・子育ての実態

まず、日本の地域経済の実態について述べたい。日本の地域経済については地方都市では、昨今の少子化だけでなく人口減少が大きな課題としてある。特に、地方都市を担う要である若者の流出が後を絶たない。若者が地方都市や地方にある地元を離れていく理由として、多様な就職先がないことにある。

る。日本商工会議所（2023）は、「地域の稼ぐ力は向上しつつあるものの、依然として地方の若年層の転出は続いており、特に女性の転出が深刻な状況にある」とし、警鐘を鳴らしている。こうした現状は、10年後やその先の未来において地方の破滅を招き、100年も経てば主要都市も少子化による影響で日本沈没となるような最悪の事態を誘発しかねない。

ではなぜ、地方都市は少ない就職先や寂れた市街地などの問題を引き起こしてしまうのか。日本商工会議所（2023）の提言では、「低未利用不動産の増加」がこうした事態を誘発する要因として挙げられている。低未利用不動産とは、低未利用土地とも呼ばれ、全日本不動産協会埼玉県本部（2020）によれば、「空き地や空き家、空き店舗など」のことを指す。この低未利用不動産の有効的な活用方法を地方都市だけでなく、さらに規模の小さな自治体でも確立できれば、都市の一極集中化の解消ひいては日本の全体的な繁栄につながっていくのではないかと。

次に、地方都市だけでなく日本の最重要課題、少子化について論じたい。日本の合計特殊出生率は、直近30年間で多少の増減はありつつも、高度経済成長期渦のベビーブームと呼ばれた時代と比較して半分以上の減少率となっている。こども家庭庁（2022）の調査によれば、出生率の減少が進行してくことで今後よりもたらされる影響として「少子高齢化の進行」、「労働力不足」、「社会保障制度の維持の難化」等が挙げられている。

では、なぜこれほどまで少子化及び出生率の低下が進行してしまったのか。内閣府（2014）はその理由として、「女性の社会進出」、「未婚率の上昇」や「夫婦が持つ子どもの数が少なくなっている」ことを挙げている。こうした要因が少子化に結びついていく理由の一つに「子育てへの不安や負担の増加」が挙げられる。仕事と育児の両立は可能か、自分自身が一人前の人間へと子供を育てられるだろうかなどの考えがあるため、なかなか出生行動へ結びつかないとされる。また、現役子育て世帯が求める子育て環境については、内閣府（2018ab）を取り上げたい。この中の「地域で子育てを支えるために重要だと思うこと」という表題のアンケートの回答者の約46%が、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場がある」という項目に着目する。相談が気軽にできる相手は、子育てをする上でのサポートとして不可欠だと考えられており、子どもの有無を問わず男女共に高い水準である。また、同調査での「地域や民間の一時預かりサービスを利用する際に気になること」という問いに対して、「子育て費用」に次いで票数を集めた回答が、「よく知らない人や施設に子供を預けることが不安」という点である。この点から、子育て世帯は、幼児・保育園等で教育や子供を預けるより親自身が慣れ親しんだ人たちに自身の子を預ける方が安心できると考えていることが分かる。

こうした二点を要約すると、子育て世帯が子育て環境において求めるものとは「自身が心を許しやすい人物がそばにいること」であるといえる。そうした人物になり得るのは、子育てをする人たちの親や兄弟、親族である場合が多いと考えられる。「自身が心を許しやすい人物がそばにいる」という子育て環境を求めるのは、子供の有無に関わらず、女性に顕著にみられる傾向があり、実際に出生率の向上や少子化の改善に直接的に結びついていくことから、こうした環境の整備を自治体や政府は推進していくことが急務なのではなかろうか。現状では、日本政府や自治体は、保育施設の拡充及び無償化、育休等の推進など様々な子育て支援策を推進している。しかし、どれも十分に出生率の向上へと結びついているとはいえず、少子化は進み、都市への一極集中化も加速し、地域経済の衰退にも拍車をかけるばかりである。

こうした二つの課題を解決する新しい政策の必要性があるのではなかろうか。そこで本稿では、双方の課題を解決する可能性を秘めた新しい政策「近居推進政策」を提案したい。

III. 自治体の新しい少子化対策「近居推進政策」

本章では、新しい少子化対策としての「近居」とその政策である「近居推進政策」について論じて

いきたい。まず、「近居」の定義について明瞭にしたい。国土交通省(2006)による近居の定義では、「住居は異なるものの日常的な往来ができる範囲に居住すること」とされている。「住居が異なる」というのは、親世帯（子育て世帯の親家族）と子世帯（子育て家族）の住居が同一でない（同居ではない）という旨である。

しかし、これはあくまで国土交通省の提唱する定義であり、近居に関する先行研究や近居を実施する各自治体によって近居自体の定義が異なる。そのため、本稿における「近居」とは「子世帯と親世帯が日常的な往来ができる範囲に居住すること」とする。近居の具体的な距離について、埼玉県日高市のこま蔵台地区 34 組の近居距離を調査した樋野、石井、関口、馬場（2018）の先行研究では「親子世帯間の距離の平均値 478.7m(徒歩約 8 分)」とされており、スープの冷めない距離といわれる位置間で、親子それぞれの世帯が居住していることが分かる。

こうした近居は、一部の自治体において、主に子育て支援の一環として推進しているように「近居推進政策」や「三世代同居・近居支援政策」という名称で実施されている。子育て支援だけでなく、空き家の有効活用や高齢者の孤独死防止など様々な効果も見込んだ政策として近居推進政策を活用する自治体もある。こうした政策を本稿では、「近居推進政策」という名称で統一して論じていく。「近居推進政策」とは、各自治体の定める近居の基準に則った居住をしようとする世帯に対して住居取得等に関わる補助金を支給し、子育て環境や居住者にとって安心感のある暮らしの創出に繋げていこうとする取り組みを指す。当政策の対象者や補償内容等の詳細は、自治体によって様々なため、各項目で共通する情報をまとめたものを表にした。

図表 1：近居推進政策の政策内容の詳細

対象者	当該市町村への住民票登録者/転入者/当該市町村に居住地がある/転入して〇年以内
支援・補償	金額：上限 70,000～1,600,000 円まで多種多様 補助内容：リフォーム工事費用/新築・中古住宅購入費用等
距離・範囲	親世帯と子世帯との直線距離〇km 以内 親世帯と子世帯が同一市町村内 同一小・中学校区内など

出典：近居推進政策を実施する各自治体の資料・HP 等を参考に筆者作成。

上記の図表 1 のような内容を近居推進政策を実施する各自治体では、特設 HP を作り、住民に対して魅力的と映るような内容を盛り込んでいる例がみられる。また、自治体だけでなく UR 都市機構も「近居割」として実施しており、近居を推進し子育てのしやすい環境、どの世代にとっても住みやすい街づくりの創出へと繋げている。さらに、近居推進政策を、空き家の有効的な活用方法として行う自治体もあり、少子化対策としての側面だけでなく、低未利用不動産の有効的な活用方法としての側面も存在し、若年層、特に女性が、子育てを契機に地元に戻る機会を与える政策である。

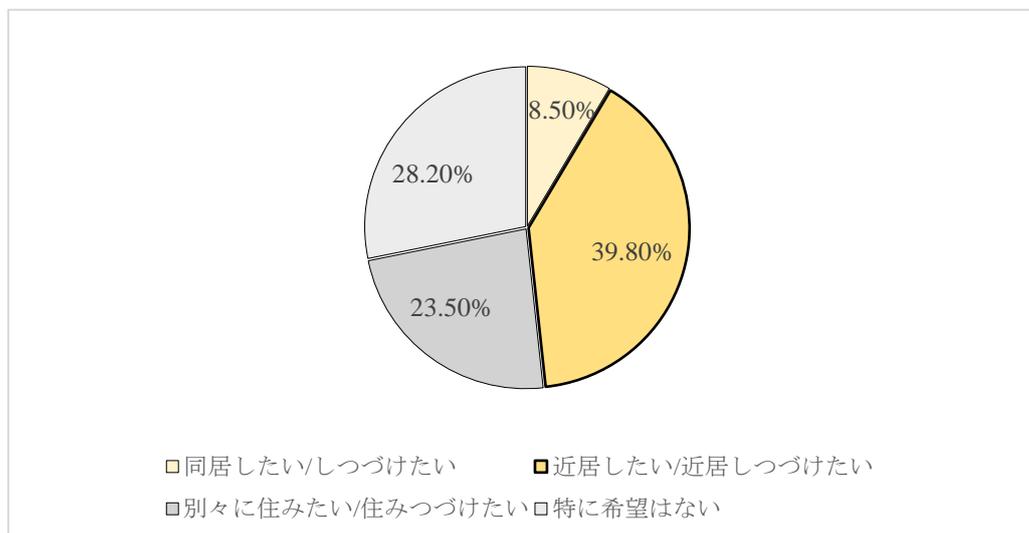
IV. 近居と出生に関する先行研究の考察および本研究の問いと仮説

近居が出生率に与える影響に関する先行研究として、「夫婦の予定児数」について調査した広原（1996）は、「妻の予定児数が多くなるほど同居・近居の割合が高い」とし、同居・近居の双方が出生率に対して正の相関があり、出生率向上への効果が見込めるとしている。中でも、3 人以上を予定児数としている同居・近居の割合は 4 割を示しており、出生率向上及び少子化改善に対して潜在的な力を同居・近居は秘めていると考察できる。

また、近居を子育て世帯が求めるニーズをという観点から調べた内閣府（2018ab）の「少子化社会対策に関する意識調査 2018 年 家族と地域における子育てに関する意識調査」がある。図表 2 は、

「出産後の住まいについて」子供を持つ既婚女性の答えた結果を示したものである。

図表2：出産後の住まいの希望：自分の（両）親（子供有の既婚女性：n=2751）



出典：内閣府「少子化社会対策に関する意識調査 2018年 家族と地域における子育てに関する意識調査」(2018) 問62 (1) より筆者作成。

図表2では、約4割近い子供を持つ既婚女性が近居を望んでおり、同居や親・子世帯の完全な別居関係（ここでいう別居は近居の定義に該当しないものとする）より理想的な子育て環境であることを示されている。中でも同居は、8.5%と1割を切る結果となっている。ここから、相談しやすい人や子育ての援助になり得る存在が近くにいるという安心感を持ちつつも、ある一定の物理的な距離を保つことで自分自身の家族（世帯）のプライベートの構築もしていきたいという子育て世帯の意向が伺える。そのため、同居や完全なる別居をそれほど望まず、近居を望む割合が多いという結果となったのであろう。

これらを踏まえて、本研究の位置づけ及び本研究で明らかすべき問い、検証すべき仮説について論じたい。

まず、本研究の位置づけについてである。本研究は、子育て支援という側面と近居の二つの要素が折り重なる部分に焦点を当て、これらが相乗的にどのような効果をもたらすのかを重視する。そこで本研究では、自治体の行う「近居推進政策」を調査し、当政策が自治体の行う他の子育て支援策等と比較して出生率向上及び少子化改善に有効かどうかについて検証していきたい。また、当政策が自治体の政策以外の要因を踏まえた上でも向上及び改善効果がみられるかどうかについても迫りたい。

次に、本研究で明らかにしたい問いと検証すべき仮説である。本研究では、前項で述べたように「近居推進政策」を出生率及び少子化改善への糸口となり得るかどうかについて調査・検証していくことが目的である。しかし、何を基準として効果があるかと考えるかで、今後の政策の発展等について影響があると推察できる。そのため、本研究では、出生率及び少子化改善への糸口の効果の基準として「出生率」という指標を採用し、調査・検証していくこととする。以上を踏まえて、本研究では本研究で明らかにしたい問い及び仮説を設定する。

- ・本研究で明らかにしたい問い

⇒「少子化改善策である「近居推進政策」は出生率の観点において効果があるか」

・検証すべき仮説

⇒「近居推進政策は、少子化改善策として有効である」

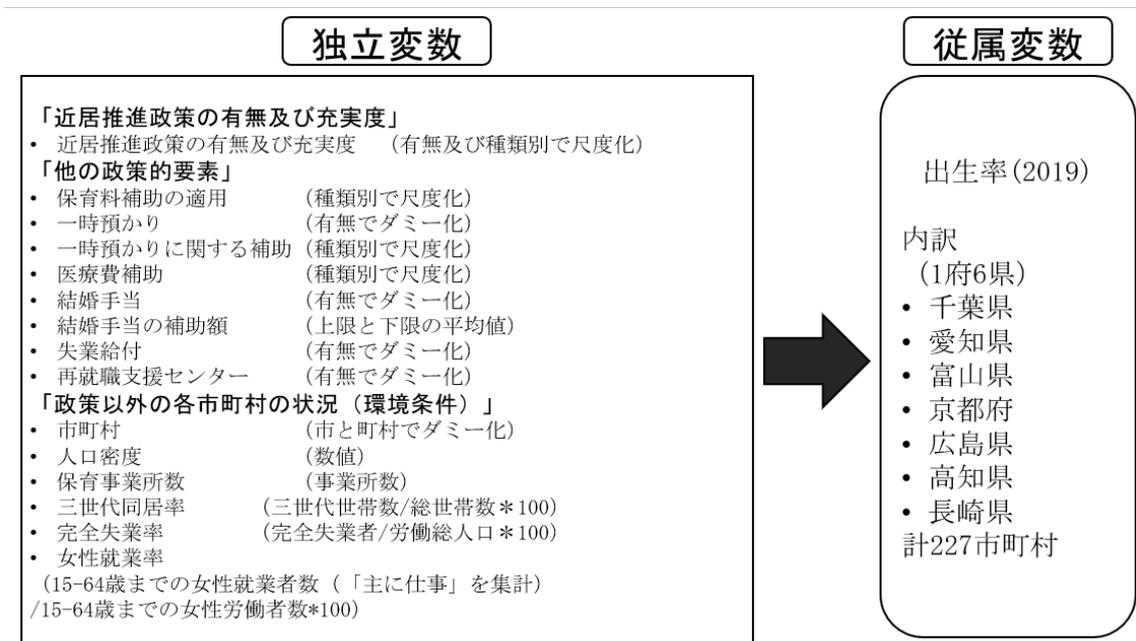
V. 分析の方法

1. 分析指標の考え方

上記の仮説を、重回帰分析によって検証する。以下では、重回帰分析にて使用した対象市町村、各独立変数について論じたい。図表3は、本研究で扱った重回帰分析の要素一覧である。本研究の分析対象は、1府6県の計227市町村である。具体的には、千葉県、富山県、愛知県、京都府、広島県、高知県、長崎県である。これらの都道府県を選定したのは、近居推進政策の実施自治体とそうでない自治体の数が等しいもしくは3分の1程度にとどまるからである。ただし、千葉市、名古屋市、京都市、広島市といった政令指定都市対象地域における区の行政単位は一切考慮せず、それぞれ一つの市という形で分析している。本検証では、SPSS Statistics 29.0 を使用し分析を行っている。

続いて分析要素についてだが、本分析の従属変数を各市町村の出生率とした。具体的には、住民基本台帳に掲載されている2016年から2020年の5年間の各市町村の総人口と出生数を記録し、筆者が出生率となるよう計算しなおした値である。本分析における独立変数は、主題である「近居推進政策の有無及び充実度」、「他の政策的要素」と「政策以外の各市町村の状況（環境条件）」の大きく三つに分けて述べる。これらの本研究における定義と選出した根拠を個別に確認しておく。

図表3：重回帰分析要素一覧



出典：筆者作成。

2. 「近居推進政策の有無及び充実度」

本項目は、近居推進政策の有無、そして政策が有りの場合は政策の内容（充実度）を3段階に分け、計4段階の尺度評価とした。全227市町村のうち、政策の内容を問わず近居推進政策を実施している自治体は、81市町村であり全体の約35%である。また、本研究では出生率の向上及び空き家の有効活

用に関する要素までを当政策の役割として内包していることから、政策の具体的な内容を順序尺度化した。内容の具体的な内訳は、補助金対象の内容を目安に分け、リフォーム工事、新築、リフォームと新築の両方の適用条件に分けた。リフォーム工事と新築の違いは、水回りやガス周りのみといった一部分の工事のみ適用のものをリフォーム工事としており、それ以外は新築適用とすることで分割している。なお、新築のみに適用しており、リフォーム工事には適用しないとする自治体もあったため、二つを分けて評価づけている。大月（2017）は近居について、近居する家族は、「若い世代の子育て問題の支援」などをメリットとしていると述べており、こうした需要があることから子育て世帯の悩みの種である「相談しやすい環境の欠如」という障壁を取り払う力を近居は有しており、子育て及び出生行動への懸念を減少させる材料となり得るのではないかと考察した。その近居を自治体が推進することで、「相談しやすい環境の提供」だけでなく家庭の出費を抑え、養育費や子育てに対する費用に家庭は回すことが出来るので、本研究では最も子育て支援策及び出生率向上の手立てとして有効なものとなるのではないかと考え、分析要素とした。

3. 他の政策的要素

本項目は、「保育料補助の適用に関する評価尺度」、「一時預かりの有無及び補助条件」、「医療費補助の年代（学年）に関する評価尺度」、「結婚手当の有無」、「結婚手当の補助額」、「失業給付の有無」、「再就職支援政策の有無」の全8項目である。本項目は、出生率に関係している政策は「近居推進政策」のみではないことから、近居推進政策以外の政策による出生率の影響を分析により考慮する必要があるため投入している。このため、「近居推進政策」に限らず、どの政策がどれだけ出生率に対し影響力をもつかということも本分析によって検証できる。

「保育料補助の適用に関する評価尺度」とは、本研究では主に内閣府の定める幼児教育・保育の無償化の基準を参考に尺度化を行った。具体的には、0～2歳といった3号認定に着目した。理由として多子世帯である場合、第何子かによって幼児及び保育施設へ入所する際に保育料金が半額もしくは無償化する制度があり、国で定めた基準に従う自治体もあれば、そうでない自治体もあるため、その点を3段階に分けて尺度化した。本項目は、藤丸（2005）に基づき、保育サービスの拡充・費用補助が子どもの需要を増やす効果があることを根拠に投入した。

「一時預かりの有無及び補助条件」とは、各自治体の幼児・保育施設の一時預かりの有無と各自治体が行う一時預かりに係る保証条件について、各々の尺度化を行ったものである。本研究における一時預かりは、こども家庭庁（2015）の定義に基づき、保育施設等を普段より利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情等の様々な事象に際して、保育施設等に一時的に預けられる制度のことを指す。また、「一時預かりの補助条件」の尺度は、住民税非課税世帯などといった特殊事情のある世帯に対して無償化を行う「条件付き」を含めた3段階である。一時預かりに関する2つの項目は、こども家庭庁（2023）より共働きや育児等に関して気軽に相談できる人がいない状況の子育て世帯からの利用需要が多いという指摘がある。本研究では、子育てに関する相談を気軽にできないことが出生率の増加を阻む障壁であると考え、一時預かりに関する項目は出生率と関連があると予想して、投入した。

「医療費補助の年代（学年）に関する評価尺度」とは、子育て支援として医療費の無償化がなされる年代が各自治体で異なることを尺度化したもので、中卒と高卒までで分けた。森田（2004）の子どもの質と出生数に関する研究から、子育て世帯自身が負担する医療費を含めた養育費は子どもの質の向上につながる一方で、出生行動に負の相関があると示されている。そのため、医療費に対して自治体が補助を行うことで子育て世帯の支出削減につなげ、子どもの質を保ちつつ出生数の増加にも繋がると考え、投入した。

「結婚手当の有無」及び「結婚手当の補助額」とは、自治体が新婚世帯もしくは子育て世帯に対して移住助成金など様々な形で補助金を支給する手当のことであり、その有無と支給される金額をそれぞれ変数とした。本項目は、高山、小川、吉田、有田、金子、小島（2000）において「女性の結婚の選択が出生率に大きな影響を与えている」とし、結婚率を高めることで出生力の向上につながると示されていることから投入した。

「失業給付の有無」とは、自治体が主導する、失業に伴う保育料の減免等の措置の有無である。本項目の根拠は、池田（2016）による「失業給付代替率の引き上げにより、資本分配率が0.33前後と低い日本においては、被用者、失業者ともに子ども数を減少させる」との指摘である。

「再就職支援政策の有無」とは、各自治体において、ハローワークとは別の、就業支援に関する相談・求人等を行う支援制度の有無を尺度化したものである。本研究では、主に子育て等の理由で仕事を離職した女性を対象とした就業支援を行う自治体を抽出し、再就職支援政策の有無の判断材料とした。藤丸（2011）は、「女性は出産後再就職する際に非正社員という就業形態をとる割合が高いが、非正社員の年齢別賃金構造はフラットであり低所得となっている」として、本項目を出生率の低下要因としている。そのため、自治体が行う再就職に関する支援は、こうした要因を取り除き新たな正社員としての雇用先を確保するものとして将来的に出生率向上に有効な施策であると考え、投入した。

4. 政策以外の各市町村の状況(環境条件)

該当項目は、「市ダミー」、「人口密度」、「保育事業所数」、「三世同居率」、「完全失業率」、「女性就業率」の全6項目である。本項目は、出生率に影響を与える要素が「近居推進政策」を含めた政策だけではなく各自治体が置かれている環境によっても影響を受けることから投入している。そのため、本分析では、各自治体のどの要素が出生率に対してどれだけ影響を与えているかということも検証した。本項目におけるデータは、「保育事業所数」は各市町村が公表する保育事業所に関する資料を参考に、各市町村の保育園、幼稚園、認定こども園等の全てを集計したものである。また、「市ダミー」は市と町村という形で分けたものである。上記2項目以外の出所は、2015年度の国勢調査より集計及び計算したものである。

「三世同居率」及び「保育事業所数」は、中井（2008）で示されている。中井の調査によれば「三世同居率」は、1990年以降に合計特殊出生率との正の相関関係が観測されるとし、同居率向上を目的とした政策を実施すべきとされ、「保育事業所数」と合計特殊出生率とは、負の相関があると示されている。

「完全失業率」については、池田（2012）では、「失業の増加が子ども数を減少させる」とされ、出生率に負の相関があるとされている。そのため、本研究では「失業」の指標をとして、各市町村の「完全失業率」を用いて分析要素とした。

「女性就業率」について、国土交通省（2015）の都道府県別調査から、配偶者ありの20～49歳女性の就業率は、合計特殊出生率に対して都道府県ごとに正・負の相関に分かれていた。

「市ダミー」、「人口密度」に関しては、各自治体の規模等が出生率に対して関係性があるのではないかと推測のもと、独自に分析要素として投入したものである。

以上の指標を用い、「近居推進政策の有無及び充実度」、「他の政策的要素」と「政策以外の各市町村の状況（環境条件）」の全15項目を段階に分け、出生率を従属変数とした重回帰分析を行い、「近居推進政策の有無及び充実度」がどの分析モデルでも出生率に対して有意な影響を確認できるかを検証する。過去5年間（2016～2020年）の中で、新型コロナウイルスの影響が少なくかつ最も現在と状況が近く最新のものという基準の下、2019年のデータで分析した。分散分析の結果より各モデルの有意確率は5%未満であったため、全モデルの分析は統計的に有意といえる。以下の図表4は、記述統計

である。

図表 4:記述統計

	項目	平均値	標準偏差
従属変数	2019年度 出生率	6.090	2.291
主項目	近居推進政策の有無及び支援の充実度	0.740	1.101
他の政策的要素	保育料補助の適用に関する評価尺度	0.180	0.468
	一時預かり等に関するダミー	0.960	0.196
	一時預かり等に関する補助ダミー	0.480	0.510
	医療費補助の年代に関する評価尺度	0.640	0.481
	結婚手当ダミー	0.510	0.501
	結婚手当の補助額	212973.570	233696.894
	失業給付ダミー	0.080	0.278
	再就職支援センターに関するダミー	0.300	0.459
政策以外の各市町村の状況 (環境条件)	市ダミー	0.610	0.488
	人口密度	1179.026	1700.259
	保育事業所数	26.370	72.271
	三世帯同居率	8.309	4.780
	完全失業率	3.883	1.147
	女性就業率	65.401	6.184

出典：筆者作成

VI. 分析結果と考察

図表 5 の分析結果について考察していきたい。分析の段階は、全 4 段階である。モデル 1 は、出生率と「近居推進政策の有無及び充実度」の単回帰分析であり、モデル 2 は、出生率と「近居推進政策の有無及び充実度」を含めた「他の政策的要素」の重回帰分析、モデル 3 は、出生率と「近居推進政策の有無及び充実度」を含めた「政策以外の各市町村の状況 (環境条件)」の重回帰分析、モデル 4 は、出生率と全項目を重回帰分析したものである。

まず、モデル 1 だが出生率との単回帰分析で、5%水準で有意であり、出生率と相関があることが証明された。

次に、独立変数を政策のみに絞ったモデル 2 である。5%水準で有意なものは 2 項目で、「近居推進政策の有無及び支援の充実度」と「結婚手当の補助額」である。しかし、従属変数への影響度の数値を統一化させた標準化係数ベータの数値によれば、「近居推進政策の有無及び支援の充実度」は非常に大きな影響力を出生率に対してもたらす一方で、「結婚手当の補助額」に関しては負の値を示し、先行研究とは異なる結果がもたらされた。負の値が検出された理由として「結婚」と出生に関係する「出生行動」が大きく関係していると考察できる。日本は、他国と比較して「結婚→出生行動→子育て」という順番で子育ての段階を踏むことが非常に高い点がかような結果となった理由であると考えられる。つまり、「結婚給付金やその補助額」は結婚をした際に支給される制度であるため、出生率へと結びつくことは間違いないのだが、あくまでも間接的に結びつく程度であり、本分析のように出生率を軸とした分析では負の値として出てしまうと考えられる。

続いて、独立変数を「近居推進政策の有無及び支援の充実度」と「政策以外の各市町村の状況 (環境条件)」としたモデル 3 を解析していきたい。本モデルでは、「保育事業所数」と「女性就業率」以外は全て 5%水準で有意という結果である。また、有意であり標準化係数ベータの数値でも正の値となっているのは「近居推進政策の有無及び支援の充実度」、「市ダミー」、「人口密度」の 3 項目である。最も出生率との関連が強かったのは、「人口密度」であるが、これは単純な人口の多さが影響していると考えられる。次席で「近居推進政策の有無及び支援の充実度」が、出生率に対し影響力を持ったも

のとなっており、一定の人口と面積をもつ自治体であれば、出生率向上策に有効であるということが分かる。

最後に全項目を分析対象としたモデル 4 である。5%水準で有意であり標準化係数ベータも有意であるものは、モデル 3 と同じ項目である。そのため、本分析要素における出生率に対し正の相関があり影響力を持つものは、「近居推進政策の有無及び支援の充実度」、「市ダミー」、「人口密度」であることが分かる。

図表 5 : 「2019 年度出生率」を従属変数とした重回帰分析

項目	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4
主項目				
近居推進政策の有無及び支援の充実度	0.144(0.03)	0.161(0.012)	0.121(0.033)	0.133(0.016)
他の政策的要素				
保育料補助の適用に関する評価尺度		-0.061(0.801)		0.053(0.348)
一時預かり等に関するダミー		0.054(0.409)		0.034(0.557)
一時預かり等に関する補助ダミー		-0.003(0.962)		-0.127(0.032)
医療費補助の年代に関する評価尺度		-0.088(0.171)		-0.107(0.061)
結婚手当ダミー		0.126(0.371)		0.138(0.256)
結婚手当の補助額		-0.443(0.002)		-0.320(0.010)
失業給付ダミー		-0.073(0.259)		-0.147(0.011)
再就職支援センターに関するダミー		0.100(0.120)		0.011(0.855)
政策以外の各市町村の状況（環境条件）				
市ダミー			0.106(0.075)	0.154(0.015)
人口密度			0.373(<.001)	0.386(<.001)
保育事業所数			-0.035(0.561)	-0.040(0.506)
三世同居率			-0.185(0.004)	-0.169(0.007)
完全失業率			-0.225(<.001)	-0.200(<.001)
女性就業率			0.003(0.964)	0.030(0.649)
N	227	227	227	227
R ²	0.016	0.124	0.301	0.358
F値	0.03	0.006	<.001	<.001
※数値：標準化係数ベータ（有意確率）				
※係数の値が正の値で、5%水準で有意なものを色分けしている				

出典：筆者作成。

分析結果から、本研究の問いである「少子化改善策「近居推進政策」は出生率の観点において効果があるのか」については、モデル 1、モデル 2 において、他の要素を踏まえた上でも検証されたといえる。また、モデル 3、モデル 4 においても最も出生率に対して関連があり、影響力のある要素という結果ではなかったものの、「近居推進政策の有無及び充実度」が有意な関連を持ち、かつ標準化係数が正の値で、三番目に大きな値をとることがら、検証することが出来たといえる。

以上から、「政策以外の市町村の状況（環境条件）」等の変数や全国一律で行われている保育料補助や各自自治体の多くが行う医療費補助などといった要素を含めても「近居推進政策の有無及び支援の充実度」が出生率に対して有意な影響をもつことから、少子化の改善に有効な政策であること結論できる。自治体が行っている他の効果の乏しい少子化対策政策に多額の費用を投じていくよりも、近居推進政策を押し進めていくことが、出生率向上により効果的であることを示していると考えられる。

VII. まとめ

本稿における分析から、出生率に対して「近居推進政策」に関する項目が全モデル有意であり、影響力という点でも出生率に大きい力をもつことが明らかになった。以上を踏まえて、検証すべき仮説「近居推進政策は、少子化改善策として有効である」は実証できたといえる。

この結果を踏まえ、本研究の主題である提言をまとめたい。実証研究の結果から、「近居推進政策」は、出生率の向上策として有効なものであり、こうした政策は、子育て世帯の人々が、一度地元を離れても、再び地方都市へ移り住む契機を与える。これにより、人口の再流動化が日本国内で起こり、

地方都市の人口減少、特に若年の女性の還流がより活発になり、結果的に流出が抑制されるだろう。人口がある程度集まることで、地域経済の発展が誘発され、様々な就職先の創出にも繋がり、若年層の定住化も推進されていくことが期待される。近居推進政策は、こうした子育ての当事者が望むと考えられる政策であると同時に、地域経済の再興にとっての課題である低未利用地の解決にもつながる効果も期待できる。つまり、「近居推進政策」は、日本国内の人口の流動化の誘発をし、都市の一極集中化を緩和させ、均衡ある繁栄と日本の少子化改善の双方の難課題の解決へと貢献する可能性を秘めた施策であるといえる。

上記のように述べる理由として本研究での検証の結果および先行研究のレビューから得られた根拠が三点あげられる。

一点目は、本研究における分析結果である。先述の通り、「近居推進政策」は、出生率に対し正の影響をもつ要素である。

二点目は、子育て世帯からのニーズである。子育て世帯は、内閣府の調査や先行研究から、親元を完全に離れ、保育施設などに子育てを託す社会保育や昭和以前の日本の主たる居住形態である大家族を主とした同居のどちらも求めていると考えられる。現役子育て世帯は、自身の近くに相談しやすく急な事態でも安心した信用できる人間の近くで居住しつつも、プライベートは確保できるように一定の距離を保つ近居を子育て環境の最適解としているのである。

三点目は、「近居推進政策」の政策の特性にある。本政策は、空き家の有効活用の側面も秘めており、一部自治体ではこうした目的から政策を行うところも存在する。地域経済の衰退や地方の人口減少の一因には、「低未利用不動産の増加」が挙げられるという見方もあり、こうした現状の改善にも繋がると考えられる政策である。

以上のことから、「近居推進政策」は少子化改善及び地域経済の将来的な発展へと繋がる可能性を秘めており、各自治体は早急に本政策に取り組んでいくべきであると提言する。

参考文献

- 藤丸麻紀,2005,「少子化対策の経済効果」『和洋女子大学紀要』45(人文系編):85-99.
- ,2011,「子ども手当の経済効果」『和洋女子大学紀要』51(人文系編):129-142.
- 樋野公宏 石井儀光 関口達也 馬場弘樹,2018,「遠郊外住宅地における近居の実態と意義 埼玉県日高市 こま武蔵台を対象として」『日本建築学会計画系論文集』83(750):1497-1504.
- 広原盛明,1996,「出生力回復のための大都市住宅政策に関する研究(2)」『住宅総合研究財団研究年報』22:321-328.
- 池田亮一,2012,「育児支援は子ども数を増やすか?失業を考慮したアプローチ」『季刊社会保障研究』48(2):216-227.
- ,2016,「失業給付と子ども数」『社会保障研究』1(3):642-655.
- こども家庭庁,2015,「一時預かり事業実施要綱」,(2024年10月7日取得,
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/27f4a5b4-53c9-446d-ab3d-7c7055949a26/f1d67b3d/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h24-h29_547_0.pdf).
- ,2023,「令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」,(2024年10月15日取得,
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cd892ed4-1ec9-4b60-aa2c-ec45d3967729/9a8e1fd8/20231023_policies_kosodateshien_chousa_suishinchosa_r04-01_g05.pdf).
- ,2022,「令和4年度 内閣府委託事業 少子化が我が国の社会経済に与える影響に関する調査 第2部 調査結果」
(2024年10月2日取得,

- https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/097626be-6f2b-41d6-9cc0-71bf9f7d62d5/ff6022b5/20230401_resources_research_other_shakai-keizai_04.pdf).
- 公益社団法人 全日本不動産協会 不動産保証協会 埼玉県本部, 2020, 「「低未利用土地の特別控除」の適用と手続きは?」, (2024年10月15日取得, <https://saitama.zennichi.or.jp/column/land-not-used-much/>).
- 国土交通省, 2006, 「既婚者とその親との住まい方 ―「近居」を中心とした実態と将来意向― 資料4」, (2024年10月2日取得, <https://www.mlit.go.jp/singikai/kokudosin/keikaku/lifestyle/9/04.pdf>).
- , 2015, 「国土交通書白書 第1章 人口減少等が我が国を取り巻く状況 第1節 我が国における人口の動向」, (2024年10月8日取得, <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h26/hakusho/h27/pdf/np101100.pdf>).
- 森田陽子, 2004, 「子育て費用と出生行動に関する分析」『日本経済研究=JCER economic journal』(48): 34-57.
- 内閣府, 2018a, 「少子化社会対策に関する意識調査 2.調査概要」, (2024年10月2日取得, <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13024511/www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/h30/zentai-pdf/pdf/s2.pdf>).
- , 2018b, 「少子化社会対策に関する意識調査 4.調査結果」, (2024年10月2日取得, <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13024511/www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/h30/zentai-pdf/pdf/s4.pdf>).
- , 2014, 「少子化問題について 資料3」, (2024年10月2日取得, https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/0224/shiryuu_03.pdf).
- , 2020, 「地方自治体における少子化対策等の取り組み状況に関する調査 第3章 事例調査」 (2024年10月15日取得, <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13024511/www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/r01/jichitai/pdf/s3-1.pdf>).
- 中井順一, 2010, 「現代日本における出生行動支援政策の効果と地域性」『千葉商大論叢』47(2): 295-316.
- 日本商工会議所, 2023, 「人口減少に直面する地方都市の再生に向けた意見 ―中心市街地の再生・活性化による地域経済好循環の実現を目指して―」, (2024年10月15日取得, https://www.jcci.or.jp/chiiki/202307machi_honbun.pdf).
- 大月敏雄, 2017, 「町を住みこなす ―超高齢化社会の居場所づくり」岩波書店.
- 高山憲之・小川浩・吉田浩・有田富美子・金子能宏・小島克久, 2000, 「結婚・育児の経済コストと出生力―少子化の経済学的要因に関する―考察」『人口問題研究』56(4): 1-18.
- UR 賃貸住宅, 2024, 「近居割」, (2024年10月2日取得, <https://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/kinkyu/#:~:text>).

(2024年10月31日受理、2025年1月20日掲載決定)